

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年8月)

8月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処内	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社谷江興業（法人番号9430002046584）代表者谷江正巳	北海道江別市野幌若葉町8番地の40		本社営業所	北海道江別市野幌若葉町8番地の40	R1.8.19		輸送施設の使用停止（160日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他10件	平成31年4月24日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可違反〔自動車車庫の位置及び収容能力〕（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）、（2）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、（3）乗務時間等の基準なお書きの遵守違反（一運行の勤務時間）（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、（4）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、（5）疾病・疲労等乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、（6）点呼の記録事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、（7）運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、（8）事故の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2）、（9）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、（10）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、（11）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）	16	16
2	有限会社抜海運送（法人番号7450002011092）代表者山本稔	北海道稚内市朝日1丁目4-5		本社営業所	北海道稚内市朝日1丁目4-5	R1.8.19		輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他7件	令和元年5月22日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。（1）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項1号）、（2）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、（3）事故の記録事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2）、（4）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、（5）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、（6）特定運転者に対する特別な指導義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、（7）定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号）、（8）事故の届出違反（貨物自動車運送事業法第24条）	3	3

